

GMO トラスト・ログイン利用約款 改訂内容 新旧対照表

(2026年4月20日適用開始)

条項	旧	新	変更点
第3条（本サービスの内容）第2項	有償オプション、「SSO プロ」、「SSO フリー+SaaS 管理」または「SSO プロ+SaaS 管理」のライセンスを提供します。また、申込後に、有料サービスのライセンス申込数を超過した有償オプション、「SSO プロ」、「SSO フリー+SaaS 管理」または「SSO プロ+SaaS 管理」の利用が認められた場合は、当該超過分について追加申込が行われたものとします。	有償オプション、「SSO プロ」、「SSO フリー+SaaS 管理」、「SSO プロ+SaaS 管理」、「医療機関認証強化プラン」または「サプライチェーン ID プロテクトプラン」のライセンスを提供します。また、申込後に、有料サービスのライセンス申込数を超過した有償オプション、「SSO プロ」、「SSO フリー+SaaS 管理」、「SSO プロ+SaaS 管理」、「医療機関認証強化プラン」または「サプライチェーン ID プロテクトプラン」の利用が認められた場合は、当該超過分について追加申込が行われたものとします。	新プラン（「医療機関認証強化プラン」「サプライチェーン ID プロテクトプラン」）の追加
第6条（利用者 ID 等の管理責任）第3項	利用者のうち、管理者に任せられた者が、利用者の範囲内で他ユーザを設定する行為については前項の例には当たりません。	利用者のうち、管理者に任せられた者が、第7条第1項に規定する範囲内で組織内外のユーザ（以下「ユーザ」という）を設定する行為については前項の例には当たりません。	「ユーザ」の定義を明記し、第7条第1項への参照を追加。対象範囲を「組織内外」と明確化

<p>第6条（利用者ID等の管理責任）第5項</p>	<p>利用ID及びパスワードの管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用及び不正アクセス等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>ID等の管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用及び不正アクセス等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>「利用ID及びパスワード」を「ID等」に統一</p>
<p>第6条（利用者ID等の管理責任）第6項</p>	<p>利用者は、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから利用者ご自身と利用者のコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。当社は、利用者が何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。</p>	<p>利用者は、ウイルス、ワーム、トロイの木馬、その他の有害かつ破壊的なコンテンツから利用者及びユーザ並びにそれらのコンピュータシステムを保護するために、必要に応じて予防策をとる責任があります。当社は、利用者及びユーザが何らかの方法で取得した外部コンテンツに起因する損害に対しては如何なる責任も負うものではありません。</p>	<p>保護対象・責任範囲の主体に「ユーザ」を追加</p>
<p>第7条（利用者内のユーザ管理者）第1項</p>	<p>利用者の内部でユーザ管理者に任ぜられた者は、組織内の他ユーザに対し、自己の責任において本サービスのユーザの設定、変更、削除その他の管理行為（以下「ユーザ設定等」という）を行うものとし、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>利用者の内部でユーザ管理者に任ぜられた者は、本サービスに関し、自己の責任においてユーザの設定、変更、削除その他の管理行為（以下「ユーザ設定等」という）を行うものとし、当社は一切の責任を負いません。</p>	<p>「組織内の他ユーザに対し」を削除し「本サービスに関し」に変更。管理対象の表現を簡潔化</p>

第7条（利用者内のユーザ管理者）第2項	ユーザ管理者は、本約款の利用に関する規定を他ユーザに対しても周知させ、適正なる利用を維持させるものとします。	ユーザ管理者は、本約款の利用に関する規定をユーザに対しても遵守させるものとします。	利用ルールの遵守を明確にするため、文言を変更
第7条（利用者内のユーザ管理者）第3・4項（新設）	（規定なし）	第3項：ユーザによる本サービスの利用に関する一切の行為は、利用者自身の行為とみなし、利用者は当該行為について責任を負うものとします。 第4項：本サービスに関して、ユーザと当社との間で生じた要望、苦情その他の紛争については、利用者が自己の責任において対応及び解決を図るものとします。	第3項・第4項を新設。ユーザの行為に対する利用者の責任と、ユーザ・当社間の紛争対応義務を明確化
第12条（免責）第2項（新設）	（規定なし）	利用者とユーザとの間で生じた一切の紛争については、利用者が自己の責任において解決するものとし、当社はこれについて一切の責任を負いません。	第2項を新設。利用者・ユーザ間の紛争について当社が免責される旨を明記
第12条（免責）第4項（旧第3項）	当社は、前項の本サービスの一時的な中断、または本サービスの全部若しくは一部の停止、その他本サービスに関連して利用者に結果的に生じた損害については、如何なる責任も負いません。	当社は、前項の本サービスの一時的な中断、または本サービスの全部若しくは一部の停止、その他本サービスに関連して利用者及びユーザに結果的に生じた損害については、如何なる責任も負いません。	第2項新設に伴い項番がずれ。免責対象に「ユーザ」を追加

<p>第13条（当社の損害賠償）第2項</p>	<p>当社が利用者に負う責任の範囲は、当社の故意または過失により生じた何らかの損害、損失、障害に関し、それが如何なる事由によるものであれ、その発生時点の前の12か月分の利用料金の総額を支払限度額とします。</p>	<p>当社が利用者及びユーザに負う責任の範囲は、当社の故意または過失により生じた何らかの損害、損失、障害に関し、それが如何なる事由によるものであれ、利用者が支払ったその発生時点の前の12か月分の利用料金の総額を支払限度額とします。</p>	<p>責任対象に「ユーザ」を追加。支払限度額の算定基準に「利用者が支払った」を明記</p>
-------------------------	--	---	---